

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和5年9月29日

広島県監査委員	沖 井 純
同	山 下 智 之
同	奥 兆 生
同	三 田 利江子

第1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和5年8月14日

3 請求の要旨

請求人から令和5年8月14日に提出された広島県職員措置請求書の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 講ずべき措置

県が法人Aに交付した令和4年度広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の返還を求める。

(2) 補助金交付の違法性・不当性について

法人Aは、DV加害者教育プログラムファシリテーター養成研修会（以下「研修」という。）受講に係る補助金の交付を申請し、県は交付を決定した。

補助金の対象である研修はリモートにより行われたが、受講者の一人で当時の法人Aの代表であったBは、研修当日に法人AがC市から受託していたDV相談業務に従事しており、研修時間中に相談者が来たときは、C市からの受託業務を優先して実施する行為を複数回行った。

請求人は、このことを県に告発したが、県は法人Aに対し補助金を交付した。研修受

講義務違反があったにもかかわらず補助金を交付したのは違法又は不当である。

また、請求人がC市監査委員に対し、C市の委託業務における職務専念義務違反により、法人Aに対し委託料を返還させることを求める住民監査請求を行ったところ、リモートによる研修受講中に相談者が来た際は、研修受講から一時離れてC市の業務を優先しており、C市と法人Aとの間の関係には何ら問題ないとの結果を出し、Bが県の研修受講から一時離れていたことを認定している。

4 請求の要件審査等

本件住民監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 研修受講者の受講状況はどうであったか。
- (2) 補助金の交付は違法又は不当なものか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく請求人の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和5年9月4日に健康福祉局に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

請求人は、C市監査委員に対する住民監査請求において、Bが研修実施中に研修を離席してC市から委託を受けたDV相談業務を実施したことが確認されていると主張する。

しかしながら、C市監査委員は、DV相談業務と研修実施が重複する日時が存在すること、法人Aは相談員2名体制で対応しており、相談業務中に研修を受講していたとしても、相談業務に支障のない範囲での行為であると判断しているにとどまり、請求人が主張する「Bが広島県のリモート研修をさぼっていることは、C市監査委員が認定している」という事実は確認できない。

請求人から告発があったため、法人Aの研修受講者全員の受講時の状況について聞取り調査を実施したところ、研修受講者4名のうち、B以外の3名には、休憩時間以外の長時間の離席等はなかった。

Bについては、団体業務のため1時間程度の離席があったとの申告があったが、離席時間は研修全体のうちわずかな時間であること、離席があった時間帯の研修内容は座学中心でありテキストで内容を補完することが可能であること、その後の研修においてロールプレイ等、DV加害者プログラムを実施するファシリテーターとしての課題を修了していること、また研修実施団体は、リモートでの受講に当たり、パソコンの画面上に受講者の姿を表示して受講するという要件のもと、研修を修了したことを証明する「活動参加証明書」をBを含む法人Aの受講者全員に対し発行している。

これらのことから、4名とも研修の受講状況に問題はないと判断し、法人AはDV加害者プログラムを実施する体制を整えたものと認め、Bを含む研修受講者4名の受講費用について補助金を交付したものである。

以上のとおり、法人Aに対して補助金を交付したことについて、違法又は不当なところはない。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。

(1) 補助金について

本請求に係る補助金は、「広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金交付要綱」(以下「本件要綱」という。)により交付されるもので、補助金交付の目的、補助対象団体及び補助金交付の対象等は次のとおりである。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、DV被害者等の安全と安心を確保するため、DV加害者プログラムの実施を予定する民間団体において、プログラムを実施できる人材の育成に要する経費を補助することにより、県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化することを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれにも該当する民間活動団体の中から、知事が適当と認めた団体とする。

- (1) DV被害者等の保護又は相談活動等、DV被害者等の支援を過去1年以上行っており、今後も活動が見込まれる団体であること。
- (2) 広島県内に主な事務所を有し、県内を拠点として活動していること。
- (3) 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(補助金交付の対象等)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者がDV加害者プログラムを実施する人材を育成するために行う事業（以下「補助事業」とする。）とする。

2 補助金の基準額、交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
一団体あたり 40 万円	次の研修の受講に係る経費（受講費用） （1）アウェア主催のDV加害者プログラム研修 （2）RRP研究会主催のDV加害者教育プログラムファシリテーター養成研修会 （3）その他、知事が認める研修	1／2

(2) 法人Aへの補助金交付について

法人Aは、補助金交付の対象であるRRP研究会主催の研修を受講するに当たり、Bら4名分の受講に係る経費についての補助金申請を令和4年12月14日付けで県に提出し、県は内容を審査の上、12月23日付けで補助金交付決定を行った。

この研修会は「基礎編」、「応用編」及び「実践指導」からなり、令和5年1月から3月にかけてリモート方式により実施された。

同年4月9日付けで法人Aから県に対し補助金実績報告書が提出されたが、請求人から告発があったことから、県は次の(3)のとおりBらの研修受講状況を調査した上で、5月24日付けで補助金の額の確定を行い、5月31日に法人Aに対し補助金を交付した。

(3) 研修受講状況の調査について

県が法人Aに対し、研修受講状況について調査したところ、結果は次のとおりであった。

ア B以外の受講者は、研修中に休憩時間以外の長時間の離席はなかった。

イ Bからは団体の業務のために1時間程度の離席があったとの報告があった。

ウ 離席があったのは、1月、2月に実施された座学中心の「基礎編」、「応用編」であった。その後「基礎編」、「応用編」を踏まえ3月に実施された「実践指導」において、ロールプレイ等、DV加害者プログラムを実施するファシリテーターとしての課題を修了した。

エ 研修実施団体からは、Bを含めた法人Aの受講者4名が「基礎編」、「応用編」及び「実践指導」に参加し修了したことを証明する「活動参加証明書」（令和5年4

月 5 日作成) が発行された。

(4) C市監査委員の監査結果について

請求人は令和 5 年 4 月 12 日に C 市監査委員に対し、C 市が法人 A に支払った委託料を返還させるように求める住民監査請求を行い、C 市監査委員は 6 月 9 日付けで監査結果を出した。

監査結果によると、研修と C 市の DV 相談業務が重複する日時が存在すること、C 市の相談業務は 2 名の相談員により行うこととされているが、1 件の相談に対し何名で対応するかの規定はなく、2 名で対応している場合もあれば 1 名で対応している場合も見受けられたとしている。

そして、研修が実施された日時においても相談員 2 名が業務の執行に当たり、相談に対応していることから、相談業務に支障をきたしているとは認められず、B が相談業務執行中に研修を受講していたとしても、相談業務に支障のない範囲での行為であるとして、請求を棄却した。

2 判 断

以上のような事実関係の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

請求人は、B が県の研修受講中に C 市の DV 相談業務を行っていることから、法人 A に対する補助金交付は違法又は不当であると主張する。

補助金の交付は、広島県補助金交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及び本件要綱に基づいて行うが、規則第 13 条により「当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」し、確定したときは速やかに補助金を交付するものとされている（規則第 15 条）。

これは、補助金交付手続における原則を定めたものであるため、実際の交付手続においては県に裁量権が認められ、裁量権の範囲の逸脱や濫用、不合理な裁量権の行使があった場合に、違法又は不当となるものと解するのが相当である。

本件において、県は、法人 A から提出された実績報告書を審査し、研修実施団体から受講者 4 人に対して「活動参加証明書」が発行されていることを確認している。また、受講者 4 名の受講状況を調査し、B の離席状況と離席時の研修内容が座学中心でテキストによる補完が可能であることや、「活動参加証明書」は、パソコン画面に受講者の顔を表示して受講しなければ発行されないものであることなどを検討した上で、B が研修を受講したことを認定し、法人 A に補助金を交付したと認められる。

以上のことからすれば、補助金の交付に関し、県に裁量権の範囲の逸脱や濫用、裁量権の不合理な行使があるとは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第 242 条第 5 項の規定により棄却する。

付 記

本件住民監査請求に対する判断は上記のとおりであるが、法人Aは、研修が実施される日に受講者の一人であるBをC市から受託していたDV相談業務の相談員として配置し、Bは当該業務のために研修を一時離席した。

業務の状況によっては、離席が長時間に及び研修受講に支障が生じた可能性もあったと考えられることから、今後の補助金交付に当たっては、補助対象団体に対し、受講者が研修に専念できるよう適切な受講環境を確保することを補助金交付の条件として付すなど、事業目的が確実に達成できるよう対策を講じていただきたい。